

# 新緑だより

No. 09

発行 2017.12.21

東日本旅客鉄道労働組合  
東北総合サービス協議会

## 申1号「労働条件向上と職場環境改善をめざす申し入れ」③

【第2項】 駅の見習い期間について、社員が不安のない体制を確立すること。

【回答】 新入社員については、集合研修及び各箇所におけるOJTにより要請しており、個人の習熟度に応じて教育養成時期を見極めている。異動の際には、見習い期間を設けているところであり、個々人の習熟状況に応じて柔軟に内応している。

【議論のポイント】 中間駅は一人勤務が多く一本になって不安、特に新入社員の配属は一人勤務以外の駅にすることを求めましたが、労使の認識は一致しません。しかし、見習い期間に不安がある際は組合員の申告により、見習いを継続することを確認した。

【第3項】 安全、お客さまサービスの視点から駅の助勤先は2駅までとし、ブロックを超えた助勤は行わないこと。

【回答】 業務上の必要に応じて勤務を指定するものであり、業務執行にあたり必要な助勤操配を実施しているものである。

【議論のポイント】 現行において、ブロックを超えて、何箇所にもわたり助勤を行い「安全やサービス」の低下を招く恐れがあると主張し、改善を求めました。しかし、認識の一致はできませんでした。今後、継続して議論します。

【第4項】 駅女性社員の配属計画を明らかにするとともに、女性設備の拡充をすること。

【回答】 受託事業における職場環境改善については、施設を保有するJR東日本に対し要請しているところであり、計画的に実施している。また生活サービス事業においては、JR東日本へ要請等を行うなどし、必要によりリニューアル等の検討をしていくことになる。

### 組合の主張

- ・女性は、2徹以上の駅で設備の拡充をすること。
- ・今後の女性採用計画に基づき計画的に設備の拡充をすること。

### 会社回答

- ・2徹以上ある箇所で、女性設備がない駅を要請している。
- ・現在、福島駅の女性休養室は一部屋JRからお借りしていたが、LiViT用に2部屋つくっていただいた。また、長町駅については、年度末までには整備したいとJRから言われている。